

運営規程

社会福祉法人溪仁会ケアハウスカームヒル西円山

特定施設入居者生活介護

指定特定施設入居者生活介護の運営規程は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）に規定されている運営規程の記載内容と共に、指定基準上必要と思われる内容についても盛り込んだものとして作成されています。

（目的）

第1条 社会福祉法人溪仁会（以下「事業者」という。）が開設する特定施設入居者生活介護カームヒル西円山（以下「施設」という。）は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 施設は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等になった場合においても、その利用者が施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 特定施設入居者生活介護カームヒル西円山
- 二 所在地 札幌市中央区円山西町4丁目3番21号

（設備の概要）

第4条 施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く）は、耐火建築物又は準耐火建築物とします（ただし都道府県知事が認めた場合は除きます）。

2 施設内に以下の設備を設けます。

- 一 介護居室
- 二 一次介護室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 食堂
- 六 機能訓練室

七 その他

- 3 施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものとします。
- 4 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとともに、構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところとします。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- 一 管理者 1 人 衛生推進者兼務
施設の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた従業者が管理者の職務を代行します。
 - 二 生活相談員 1 人以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
 - 三 介護職員 13人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
 - 四 看護職員（看護師若しくは准看護師） 2人以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
 - 五 機能訓練指導員 1 人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 - 六 計画作成担当者 1 人以上
利用者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行います。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

（勤務体制の確保等）

第 6 条 施設は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対する指定サービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、施設が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。
- 3 施設は、前項ただし書の規程により指定サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録することとします。
- 4 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
- 5 施設は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(入居定員及び居室数)

第7条 入居定員は49名、居室数は49室とします。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第8条 施設は、指定サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又は代理人に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、計画作成担当者に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供の上で留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成します。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の立案に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付します。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更をします。

(介護)

第10条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行います。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

(口腔衛生の管理)

第11条 施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

(機能訓練)

第12条 施設は、利用者の心身等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(健康管理)

第13条 施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

(相談及び援助)

第14条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。

(利用料等の受領)

第15条 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、施設は、当該指定サービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとします。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとします。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 その他、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとします。

(受給資格等の確認)

第17条 施設は、指定サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。

(要介護認定に係る援助)

第18条 施設は、指定サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、その利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

2 施設は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

(利用に当たっての留意事項)

第19条 施設内は禁煙とします。

2 飲酒は、所定の場所のみ可能とします。

3 利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

4 利用者は、施設所で次の行為をしてはいけません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 火気厳禁とします。

五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(サービスの提供の記録)

第20条 施設は、指定サービスの開始に際には、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 施設は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的な指定サービスの内容等を記録します。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に指定サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第22条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を実施します。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

第24条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - 一 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 三 施設は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
 - 四 衛生推進者兼務は施設長が兼務する事とする。

(事故発生時の対応)

第25条 施設は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- 3 施設は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(身体的拘束等)

第26条 施設は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとします。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（虐待の防止）

第27条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
- 二 虐待防止の指針を整備します。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第28条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとします。

（秘密保持）

第29条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者又は代理人の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

（苦情対応）

第30条 施設は、その提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- 3 施設は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。
- 5 施設は、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(地域との連携等)

第31条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

2 施設は、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業への協力に努めます。

(協力医療機関等)

第32条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努め、次の各号に掲げる体制の構築に努めます。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護に係る指定を行った自治体の長に届け出るものとします。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。

5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(記録の整備)

第33条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、利用者に対する指定サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

一 特定施設サービス計画

二 指定サービス提供の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 給食、警備等の全部又は一部を委託した場合は確認の結果等の記録

五 利用者に関する市町村への通知に係る記録

六 苦情対応の内容等の記録

七 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(揭示)

第34条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示することとします。また、施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにします。

(損害賠償)

第35条 施設は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他)

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、利用者及び代理人の意向を伺いながら、管理者と事業者において定めるものとします。

2 第1項の規定に関わらず、運営規程の改廃について理事会の承認が必要な施設は、理事会の決議に基づいて運営規程の改廃を行うものとします。

附 則

1. この規定は、平成13年 8月 1日から施行する。
2. この規定は、平成13年11月 1日から一部改定。
3. この規定は、平成17年 4月 1日から一部改定。
4. この規定は、平成18年 4月 1日から一部改定。
5. この規定は、平成19年 4月 1日から一部改定。
6. この規定は、平成20年 4月 1日から一部改定。
7. この規定は、平成21年 4月 1日から一部改定。
8. この規定は、平成23年 7月 1日から一部改定。
9. この規定は、平成25年 2月 1日から一部改定。
10. この規定は、平成25年11月 1日から一部改定。
11. この規定は、平成26年 1月 1日から一部改定。
12. この規定は、平成26年 2月 1日から一部改定。
13. この規定は、平成26年 2月25日から一部改定。
14. この規定は、平成26年 4月 1日から一部改定。
15. この規定は、平成26年 9月 1日から一部改定。
16. この規定は、平成27年 4月 1日から一部改定。
17. この規定は、平成27年 7月 1日から一部改定。
18. この規定は、平成27年 8月 1日から一部改定。
19. この規定は、平成28年 4月 1日から一部改定。
20. この規定は、平成28年 5月 1日から一部改定。
21. この規定は、平成28年 7月 1日から一部改定。
22. この規定は、平成29年 4月 1日から一部改定。
23. この規定は、平成30年 4月 1日から一部改定。

- 24. この規定は、平成30年 8月 1日から一部改定。
- 25. この規定は、平成31年 4月 1日から一部改定。
- 26. この規定は、令和 1年 10月 1日から一部改定。
- 27. この規定は、令和3年 4月 1日から一部改定。
- 28. この規定は、令和6年 4月 1日から一部改定。
- 29. この規程は、令和7年1月1日から施行します。